

電気・ガス料金支援に係る 電気料金の特別措置

(電気供給条件〔低圧〕・標準供給条件等への追加の供給条件)

2025年7月1日 実施

九州電力株式会社

1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置は、当社が別に定める電気供給条件〔低圧〕および需給契約条件または標準供給条件および選択供給条件等（以下「適用対象条件」といいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 料金についての特別措置

(1) 適用対象条件にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金（需給契約条件の深夜電力における深夜電力A〔以下「深夜電力A」といいます。〕の場合は、料金をいいます。）について、2025年8月の料金の算定期間の始期から2025年10月の料金の算定期間の終期までの期間における燃料費調整額の差引きまたは加算に用いる燃料費調整単価は、適用対象条件に定める燃料費調整にかかわらず、適用対象条件に定める燃料費調整にもとづき算定された燃料費調整単価に(2)に定める特別措置の燃料費調整単価を反映したものといたします。ただし、選択供給条件の市場連動型プランの適用を受けるお客さまの料金は、市場連動型プラン4（料金）にかかわらず、市場連動型プラン4（料金）によって料金として算定された金額から、その1月の使用電力量に(2)ロに定める特別措置の燃料費調整単価を乗じた額を差し引いたものといたします。

(2) 特別措置の燃料費調整単価

イ 深夜電力Aの場合

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年8月および 10月の料金の算定 期間	2025年9月の料金 の算定期間
1契約につき	200円00銭	240円00銭

ロ 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2025年 8 月および 10月の料金の算定 期間	2025年 9 月の料金 の算定期間
1 キロワット 時につき	低圧で供給を 受ける場合	2 円 0 0 銭	2 円 4 0 銭
	高圧で供給を 受ける場合	1 円 0 0 銭	1 円 2 0 銭

3 そ の 他

その他の事項については，適用対象条件に定めるところによるものとい
たします。